基づく税額として前項第一号の規定に準じて計算した金額を控除した税額）を法第六条第二項に規定する過少申告加算税の額又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（以下この項において「第二項適用対象税額」という。）とし、次に、国税通則法第六十五条又は第六十六条の規定による過少申告加算税又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（税額の計算の基礎となるべき事実で法第六条第一項に規定する国外財産に係るもの以外の事実等があるときは、当該国外財産に係るもの以外の事実等に基づく税額として前項の規定に準じて計算した金額を控除した税額）から第二項適用対象税額を控除した税額を法第六条第一項に規定する過少申告加算税の額又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額とする。

（死亡した者に係る修正申告等の場合の過少申告加算税又は無申告加算税の特例の規定が適用される場合における国外財産調書等の取扱い）

第十二条　法第六条第一項に規定する国外財産に係る所得税につき所得税法第百二十四条又は第百二十五条の規定の適用があり、かつ、当該国外財産につき国外財産調書を提出しないで死亡したことにより法第五条第一項ただし書の規定の適用がある場合において、その死亡した者に係る修正申告等があったときにおける法第六条の規定の適用については、同条第三項第一号に定める国外財産調書は、その死亡した日の属する年の前年に当該死亡した者が提出すべきであった国外財産調書とする。

2　法第六条第一項又は第二項の規定及び国税通則法第六十八条第一項又は第二項の規定の適用があり、同条第一項又は第二項の規定により過少申告加算税又は無申告加算税に代えて重加算税を課する場合において、同法第六十五条又は第六十六条の規定による過少申告加算税又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき事実（法第六条第一項又は第二項の規定の適用がある国外財産に係る事実を含む。）で隠蔽し、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該重加算税の額の計算の基礎となるべき税額は、当該過少申告加算税又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額から当該隠蔽し、又は仮装されていない事実のみに基づいて修正申告等があったものとした場合における当該修正申告等に基づき国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき税額を控除した税額とする。

3　前二項に定めるもののほか、法第六条第一項又は第二項の規定の適用がある場合における国税通則法第三十二条第三項に規定する賦課決定通知書の記載事項その他過少申告加算税又は無申告加算税の特例に係る手続に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第四章　雑則

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年一月一日から施行する。

（復興特別所得税に関する政令の一部改正）

2　復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の項の次に次のように加える。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）	第十二条第一項	所得税に	所得税等に

財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百七号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）の施行に伴い、及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「登録免許税法」を「登録免許税法等」に、「第三十二条の三」を「第三十二条の四」に改める。

第四条第二項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

第九条第二項中「被災事業用資産震災損失合計額」の下に「（当該被災事業用資産震災損失合計額のうちに同号に規定する棚卸資産震災損失額が含まれる場合であって、当該棚卸資産震災損失額に係る保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補塡される部分の金額があるときは、当該補塡される部分の金額を控除した金額）」を加え、同条第八項を同条第九項とし、同条第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法第七条第四項第四号に規定する棚卸資産震災損失額に係る保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補塡される部分の金額がある場合における同号に規定する事業資産震災損失額の計算においては、当該補塡される部分の金額は、棚卸資産震災損失額に含まれないものとする。

第十条第八項中「から第五条の五まで及び第五条の七から第五条の九まで」を「から第五条の七まで」に、「第五条の四第八項」を「第五条の四第九項」に、「第五条の七第三項、第五条の八第五項及び第五条の九第一項中」を「第五条の六第五項及び第五条の七第一項中「規定並びに」とあるのは「規定、」と、」に改める。

第十二条の二第四項第一号中「、法第八条第二項並びに第十条の三第一項」を「並びに法第八条第二項」に改め、「第十条の四第三項及び第四項」を削り、同条第八項中「から第五条の五まで及び第五条の七から第五条の九まで」を「から第五条の六まで」に、「第五条の四第八項」を「第五条の四第九項」に、「、第五条の七第三項、第五条の八第五項及び第五条の九第一項」を「及び第五条の六第五項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十二条の二の二　法第十条の二の二第三項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額があるときは、まず当該配当控除の額を控除し、次に法第十条の二の二第三項の規定による控除をすべき金額を控除する。

2　法第十条の二の二第三項に規定する所得税の額として政令で定める金額は、同項及び同条第四項並びに法第八条第二項の規定、所得税法第九十五条の規定並びに租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第三項及び第四項、第十条の五第一項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の